

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第183号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月6日（土） 09時30分ごろ	
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港東方沖 鹿児島港本港東B防波堤南灯台から真方位040° 700m付近 （概位 北緯31° 36.2′ 東経130° 34.6′）	
事故等調査の経過	平成22年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第十六^{としよ}寿代丸、15.0トン KG2-1167（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B プレジャーモーターボート AQUA MARINE^{アクア マリーナ}、5トン未満 291-27428鹿児島、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	負傷 1人（船長B）（右肘及び右肩挫傷、頸椎捻挫）	
損傷	<p>A 右舷船首外板に擦過傷</p> <p>B 左舷船尾のステップに損傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、鹿児島港東方沖を養殖場に向けて約5.5ノットの速力で手動操舵により北東進中、船長Aが舵輪から手を離して下を向き作業日報を記載していたところ、平成22年11月6日09時30分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、鹿児島港東方沖の釣り場に到着して錨泊し、一本釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、接近してくるA船に気付き、A船に向かって手を振り、大声で叫んだが、両船が衝突した。</p> <p>衝突後、A船及びB船は、鹿児島港本港区船だまりに自力で帰航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約7～8m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約40～50cm、潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>A船は、養殖生簀の魚の餌を運ぶ運搬船で、船長Aは、鹿児島港本港東B防波堤を過ぎる頃、B船に気付いていた。</p> <p>B船は、水深約41mのところ船首を北東方に向け、アンカーロープを約80m出し、錨泊していた。</p> <p>B船は、黒色形象物を掲げていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、鹿児島港東方沖を北東進中、錨泊中のB船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、下を向いて作業日報を記載していて見</p>

		張りを行っていなかったものと考えられる。 船長Bは、接近してくるA船を認めたが、A船がB船を避けてくれるものと思い込んでいたものと考えられる。
原因	本事故は、鹿児島港東方沖において、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長Aが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	